

国際メディカル専門学校履修に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国際メディカル専門学校の授業時間編成を規定するとともに 学則第 22 条の規程に基づき、科目試験及び実習、実技及び臨床実習評価に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(授業時間編成)

第 2 条 本学の授業時限は下記を原則とする。

1) 講義・演習

(昼間部)

1 時限 9 : 3 0 ~ 1 1 : 0 0

2 時限 1 1 : 1 0 ~ 1 2 : 4 0

3 時限 1 3 : 4 0 ~ 1 5 : 1 0

4 時限 1 5 : 2 0 ~ 1 6 : 5 0

(鍼灸学科夜間部)

1 時限 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0

2 時限 1 9 : 4 0 ~ 2 1 : 1 0

2) 臨地実習

8 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

(科目試験の定義)

第 2 条 科目試験とは、学則別表に掲げる科目について、授業科目ごとに行う試験をいう。

(科目試験)

第 3 条 試験は各年次の履修科目ごとに行い、また学期の途中において中間試験を行うことがある。

(受験資格)

第 4 条 前条の科目試験を受験することができる者は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

1) 当該試験科目の所定の授業時数の 3 分の 2 以上出席していること。

2) 授業料等納入済みであること。

(科目試験の方法)

第 5 条 科目試験の方法は、筆記試験、口頭試問、レポート提出、実技試験及び実地試験のいずれかとし、場合によってはこれらを併用することがある。

(科目試験の期日)

第 6 条 科目試験の期日は、試験実施日の 1 週間前までに発表する。

(採点及び合否判定)

第 7 条 一科目について 100 点満点とし、60 点に満たない場合は不合格とする。

- 2 同一科目を複数の講師が担当した場合の採点は、成績を総合して合否を判定する。
- 3 中間試験を実施した場合は、その成績を加味して判定することがある。

(成績評価の表示)

第 8 条 成績評価の表示は次のとおりとする。

80 点以上	A
70 点以上 80 点未満	B
60 点以上 70 点未満	C
60 点未満	D

(追試験)

第 9 条 病気、その他のやむを得ない事由により受験できなかった者は、速やかに所定の追試験願を学科長を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

やむを得ない事由とは、災害、病気、忌引等のことをいう。

- 2 追試験は指定された期日に受けなければならない。
- 3 追試験の採点については、第 7 条の規定を準用する。但し、追試験の評価は以下のとおりとする。

85 点以上	A
75 点以上 85 点未満	B
60 点以上 75 点未満	C
60 点未満	D

(再試験)

第 10 条 科目試験の結果、不合格となった者については再試験を行い学習の機会を与える。

この場合において前試験時に不正行為のあった者、故意に試験放棄をした者は受験資格を失うものとする。

- 2 再試験受験者は、速やかに再試験願を学科長を経て校長に提出しなければならない。
- 3 再試験の成績は 60 点以上を合格とする。ただし、60 点以上であっても評価は「60 点」とする。その他は第 7 条の規定を準用する。
- 4 再試験を受ける者は、再試験手数料を 2 日前までに納入しなければならない。

(科目履修の順序)

第 11 条 看護学科にあつては、基礎看護学実習並びに成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、在宅看護論、精神看護学の各概論と各方法論の授業科目を履修し所定の単位を修得、又は修得見込みの者でなければ、成人、老年、小児、母性、在宅、精神の各看護学実習を履修することはできない。但し、老年看護学 I の実習を除く。

- 2 鍼灸学科にあつては、1 年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、2 年次の実技及び臨床実習を履修することができない。また、2 年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、3 年次の実技及び臨床実習を履修することができない。

- 3 臨床工学技士科にあつては、1年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、2年次の専門分野を履修することができない。また、2年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、3年次の専門分野を履修することが出来ない。
- 4 医療事務総合学科にあつては、1年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、2年次の病院実習は、履修することができない。
また、診療情報管理士学科にあつては、1年次に修得すべき単位及び2年次に修得すべき単位を全て修得していなければ、それぞれ2年次及び3年次の病院実習を履修することができない。

(補習実習、実技及び臨床実習)

第12条 実習の出席時数が満たない者は、欠席理由が正当であると認められる場合に限り補習願を学科長を経て校長に提出し、補習実習を行うことができる。

- 2 鍼灸学科の実技及び臨床実習において、期末試験でD評価以下の者は2時間以上の補習を受けなければならない。補習対象者は、補習後に再試験を受けなければならない。

(進級)

第13条

削除

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、国際メディカル専門学校運営に関する会議の議を経て校長が決定する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。